**平成２１年（フ）第１７号**
兵庫県宍粟市山崎町三津248番地１
債務者　畑　　平信
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２１年（フ）第５２号**
兵庫県佐用郡佐用町及井野779番地１
債務者　福田　敦志
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２１年（フ）第１６９号**
鳥取県八頭郡八頭町国中542番地１
債務者　山本　正照
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１７１号**
鳥取県鳥取市岩倉467番地15　雇用促進住宅２―506号、旧住所鳥取県鳥取市国府町宮下1167番地１　パストラルハウス205号
債務者　髙田久美子（旧姓野垣）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第７０号**
愛媛県宇和島市三間町是能683番地
債務者　赤松三和子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２１年（フ）第７１号**
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城789番地１
債務者　清水　斉浩
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２１年（フ）第６６号**
福岡県嘉麻市西郷1385番地、前住所福岡県嘉麻市飯田211番地６
債務者　木下　福代
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第３６号**
福岡県直方市須崎町17番１号、前住所福岡県直方市大字知古759番地８
債務者　荒木　秀徳
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２１年（フ）第５２号**
福岡県宮若市磯光745番地
債務者　板倉　益美
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２１年（フ）第５３号**
福岡県宮若市福丸163番地１
債務者　松浦　淳一
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２１年（フ）第６４号**
福岡県宮若市上大隈450番地１、住民票上の住所福岡県宮若市長井鶴666番地３
債務者　吉田　麻実（旧姓高倉・野村）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２１年（フ）第５３５号**
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘１番６―310号
債務者　高岩　幸子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第５４４号**
北九州市八幡東区東丸山町８番20―105号
債務者　谷　　正明
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第５６４号**
北九州市若松区浜町１丁目18番23号
債務者　三宅　　明
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第５８２号**
北九州市小倉北区片野３丁目９番９―301号
債務者　金岡　隆一
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第６０４号**
北九州市若松区北湊町５番58―708号
債務者　正岡シズカ
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第６０９号**
北九州市小倉北区熊谷４丁目12番13号
債務者　田嶋　明子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第６３０号**
北九州市小倉北区篠崎２丁目23番１―202号
債務者　泉谷きぬ子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部